

＜対策のポイント＞

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

＜事業目標＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発

＜事業の内容＞

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

1. システム運用保守

令和6年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。

2. コールセンターの設置

令和7年度に運用するシステムについて、生産者、獣医師等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。

3. 家畜疾病サーベイランス報告情報システム開発

令和6年度に要件定義を実施した家畜疾病サーベイランス報告情報を関係者間で共有・活用するシステム開発を実施します。

4. 事務処理改善等システム改修

令和6年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報等の画面、帳票等の変更に伴う事務処理改善等に必要な改修を実施します。

5. eMAFF（農林水産省共通申請サービス）改善に伴うシステム改修

eMAFF改善に伴うデータ基盤、申請機能等のアドオン開発機能の改修、データ移行等を実施します。

＜事業イメージ＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善
【生産者】
 - ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負担の軽減
【獣医師(畜産行政)】
 - ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上
【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
 - ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用
【関係者全体】
 - ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進
【生産者】
 - ⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少
【獣医師(公衆衛生行政)】
 - ⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給
【消費者】
- ◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応 【関係者全体】

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2292)
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)